

「改正」労基法施行にあたって
全国一般全国協が厚労省と交渉・声明を発表

須田 光照 (全国一般全国協書記次長)

政府は中小労働者への差別をやめよ!

残業代引き上げの即時適用を!



厚労省との交渉で話す筆者(真ん中)

今年4月1日に施行される「改正」労働基準法をめぐって、私たち全国一般労働組合全国協議会は2月1日、厚生労働省との交渉を衆議院第1議員会館会議室で持った。全国一般全国協からは全国各地の単組代表約30人、厚労省からは担当者4人が出席した。

私たちがもつとも問題にしているのは、過労死を招くような長時間労働を抑制することを目的に「改正」法が月60時間を超える時間外労働の賃金(残業代)の割増率を現行の25%から50%に引き上げるとしながら、中小企業については残業代の引き上げを「当分の間、適用しない」としている点である。この猶予措置は施行から3年後に改めて検討するとされているが、3年後に猶予措置が解除されるかどうかは定かではない。こうした企業規模にもとづく差別的施策を、中小企業の労働者を多く組織している全国一般全国協は断じて容認することができない。

厚労省との交渉では、全国一般全国協の出席者から次々と怒りの声があがった。「中小零細の運送会社で働くトラックドライバーは毎月150時間の残業をやっている。毎月400時間走っているタクシードライバーもいる。長時間労働をなくすために真っ先に保護すべきなのは人間扱いされていない中小労働者ではないか」「大企業の労働者だけ守って、中小企業の労働者は過労死してもいいと言っているのか。働く者の最低基準である労基法にダブルスタンダードを持ち込むのはおかしい」「司法警察権を持った労働基準監督官が罰則を持って取り締まることで一方の労働者を保護するのに、中小企業で働いているからといってもう一方の労働者を保護しないというのは(法の下の平等をうたった)憲法14条違反だ」

これに対して厚労省側は「中小企業に対しては猶予」となったが、3年後には施行状況を見ながら必要な措置を取っていきたい」と厚労省側は回答した。しかし、何をどのように検討するかについては「まだ中身は固まっている」と述べるとどまらなかった。具体的な「ゴール」を示すことなく、ひたすら中小労働者の保護を先送りにする対応は差別という他ない。

た。憲法違反との追及については「憲法違反ではないと考えているが、大局的な観点からは回答を差し控えたい」と話した。

「改正」労働基準法施行にあたって 中小企業労働者への残業代引き上げの即時適用を求める声明

2010年2月1日
全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長 中岡 基明

(1) 本年4月1日に施行される「改正」労働基準法により、月60時間を超える時間外労働の賃金(残業代)の割増率が現行の25%から50%に引き上げられる。しかし、月60時間という過労死ラインをすれずの長時間労働しか残業代引き上げの対象にしないことや、そもそも時間外労働の上限時間を法定化していないことなど、長時間労働をなくすには今回の

「改正」では不十分と言えない。

(2) とりわけ問題なのは、中小企業については残業代の引き上げを「当分の間、適用しない」としている点である。この猶予措置は施行から3年後に改めて検討するとしているが、労働者の過半数にあたる3千万人以上の中小企業労働者にとっては残業

代引き上げが実現するか否かも定かではない。こうした企業規模にもとづく差別的施策に対して、中小労働者を多く組織している私たち全国一般全国協は断じて許すことができない。

(3) 今回の労基法「改正」について、厚生労働省は「長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保することも仕事と生活の調和がとれた社会を実現する」ことを目的にあげている。いったい中小労働者を排除する理由がどこにあるのか。厚生労働省は「経営体力が必ずしも強くない中小企業においては、時間外労働抑制のための業務処理体制の見直し、新規雇入れ、省力化投資等の速やかな対応が困難であり、やむを得ず時間外労働を行わせた場合の経済的負担が大きい」平成21年5月29日基発)としている。

(4) いっそうに減らない過労死・過労自殺や精神疾患など、厚労省みずか

する今回の措置は中小企業を守ることにつながらず、と指摘。バタバタと過労死で倒れていっている中小労働者にこそ厚労省はますます

らが言うとおり労働者の健康を守るためには長時間労働の規制は待ったなしの課題である。「改正」法施行は、企業規模間の格差が残業代を含めた賃金と生活の格差にとどまらず、労働者の命にまで格差を生じさせてしまう。労働条件の最低基準たる労基法にダブルスタンダードは認められない。残業代引き上げを避けるために大企業が、下請けの中小企業の労働者にさらなる長時間労働を強いることも懸念される。いかなる理由をもつても中小企業で働く労働者のほうが、大企業で働く労働者よりも保護が弱くてよいということにはならない。法の下の平等をうたう憲法14条違反である。

(5) 政府は中小労働者への差別をやめよ。3年後の検討を待たずに猶予措置をただちに解除し、残業代を一律に引き上げることを求める。この運動をとも強化していくよう全国一般全国協は中小労働運動をたたかう全ての労働組合・労働者に呼びかける。以上

目を向けるべきだ、と応じた。

いったい中小労働者への残業代引き上げはいつ実現するのか。法律は利益と利益のぶつかりあいであり、今回の法改正では各界からの意見を踏まえてこういう形(中小企業への適用猶予)となったが、3年後には施行状況を見ながら必要な措置を取っていきたい」と厚労省側は回答した。しかし、何をどのように検討するかについては「まだ中身は固まっている」と述べるとどまらなかった。具体的な「ゴール」を示すことなく、ひたすら中小労働者の保護を先送りにする対応は差別という他ない。

全国一般全国協はこの問題を検討する前提として、過労死・過労自殺の件数(脳・心臓疾患及び精神障害等)に関わる労災請求件数と支給決定件数について、大企業と中小企業との内訳を調査・公表するよう求めた。そのうえで残業代引き上げの中小企業への適用猶予をただちに解除し、企業規模で差別せず一律引き上げを実現するよう強く要請した。

この日の厚労省との交渉を受けて、別掲のとおり、全国一般全国協は「声明」を発表した。